

22文情運審第1号
平成22年9月7日

文京区長 成澤廣修 様

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会長 内山忠明

平成22年9月7日付22文企広第581-1号による平成22年度諮問第1号について、次のとおり答申します。

答 申

1 諮問事項

- (1) 介護保険要介護（要支援）認定者に係る給付情報の目的外利用について
- (2) 後期高齢者医療の被保険者に係る給付情報の目的外利用について
- (3) 上記（1）（2）による目的外利用をしたことの本人通知の省略について

2 審議会の結論

本件諮問に係る個人情報の目的外利用について妥当なものと認める。また、当該目的外利用等に係る本人通知を省略することも妥当であると認める。

3 理由

高齢者の所在不明問題については、個人の生命、健康に対する危険を避ける点から、行政として早急に取り組むべき課題である。

今後、一定以上の高齢者の所在確認を行うにあたり、介護保険要介護（要支援）認定者及び後期高齢者医療の被保険者の給付情報（以下、「本件給付情報」という。）を利用すること（以下、「本件目的外利用」という。）については、安否確認の必要性から一定の合理性があり妥当なものと認める。

ただし、これらの個人情報は介護給付及び医療保険給付等極めてプライバシー性の高い機微情報であることから、取り扱う個人情報は本件目的外利用のために必要なものに限定すると共に、その運用についてはより一層適正かつ慎重な取り扱いが望まれる。

なお、本件目的外利用は本件給付情報の有無により個人の所在及び安否を確認するものであり、区民への十分な周知をすることを前提とするなら、個人の生命、健康に対する危険を回避するために行うもので本人に選択の余地がなく、また、連絡が取れないケースもあるため、本人への通知は省略して差し支えないものと認める。